

医事業務等に係る労働者派遣仕様書

神奈川県立がんセンター（以下、派遣先という。）の医事業務等について、派遣元事業者（以下、派遣元という。）が円滑に従事するため、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業時間、その他労働者派遣法及び同法施行令、施行規則に定める事項等、労働者派遣に必要な細目を次のとおり定める。

1 派遣先事業所

名称：地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター
所在地：横浜市旭区中尾二丁目3-2
電話番号：045-520-2222（代表）

2 組織単位

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター（総長）

3 派遣期間

派遣期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
事業所による期間の制限に抵触する最初の日 令和7年4月1日

4 就業場所

別紙「業務仕様書」のとおり

5 指揮命令権者

別紙「業務仕様書」のとおり

6 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

7 派遣の人数

別紙「業務仕様書」のとおり

8 就労日（就労時間）及び休日

別紙「業務仕様書」のとおり

9 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定する。

10 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

11 業務に伴う責任の程度

派遣労働者については、役職及び付与される権限を有しないものとする。

12 時間外労働の有無

時間外労働については、派遣元の36協定の範囲とする。

13 休日労働の有無

休日労働については、派遣元の36協定の範囲とする。

14 派遣労働者の健康管理

- (1) 派遣元は派遣労働者に対し、年1回、労働安全衛生法第66条に基づく健康診断を定期的実施し、B型・C型肝炎検査を実施するものとする。
- (2) 派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

15 派遣労働者が利用できる施設等

- (1) 休憩室・ロッカー更衣室・職員食堂
- (2) 派遣元は派遣労働者に対し段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得できるよう教育訓練を実施し、派遣先は同種の業務に従事する自己の職員と同等の知識を習得できるよう配慮する。

16 派遣先責任者

派遣先責任者は、総長とする。

17 派遣元責任者

派遣元責任者は、契約締結後、派遣元が別に指名する。

18 苦情の申出を受ける者

派遣先にあつては、総務企画課長とする。

派遣元にあつては、契約締結後、派遣元が別に指名する。

19 その他

- (1) 派遣元は、派遣する従業員のうち、病院での業務に1年以上の経験がある者の割合を50%以上とするものとし、就業場所毎の労働者の経験年数及び業務内容をリスト化し、派遣先に提出するものとする。(氏名・性別等記載せずに数字やアルファベット等で表記すること)
- (2) 本契約により派遣される派遣労働者は、36協定対象派遣労働者に限ることとし、派遣元は、36協定届出書の写しを提出する。
- (3) 被服等は派遣元の負担とする。
- (4) 毎月、勤務実績表及び派遣業務実施報告書を、所属セクション長の承認を得て提出することとする。
- (5) その他、本仕様書に特段の定めのないものは、労働者派遣法及びその他関係諸法令に拠ることとする。